

（仮称）子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）

事業費 30億9,375万円

（国施策）

担当課：こども福祉課

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組の一つとして、対象児童1人につき5万円を支給するもの

2 支給対象者 ※下記のいずれかに該当する者

- ①児童手当（本則給付）の令和3年9月分（9月出生児は10月分）の受給者
- ②高校生（H15.4.2～H18.4.1生）世帯の主たる生計維持者であり、かつ所得が児童手当（本則給付）の支給対象金額と同等未満である者
- ③新生児（R3.10.1～R4.3.31生）世帯の児童手当（本則給付）受給者

3 支給対象児童数（見込み数値）

61,730人（38,570世帯）※公務員世帯含む

4 財源

国庫負担10/10

5 支給スケジュール（予定）

主に①の対象者は申請不要（プッシュ型）で、12月24日（金）又は27日（月）に支給。
その他、児童が高校生のみの世帯・公務員世帯は、令和4年1月に個別通知を発送後、郵送（窓口）または電子申請により申請を受け付け、速やかに支給。新生児は、児童手当手続きの中で確認し、随時支給